

**認定ハンドセラピスト制度**  
**認定ハンドセラピスト資格取得の手引き**  
—目指せ、認定ハンドセラピスト—

**日本ハンドセラピィ学会**

**平成21年4月1日**

## 目次

I.	認定ハンドセラピスト制度開始にあたって	2
II.	認定ハンドセラピスト制度の目的	2
III.	認定ハンドセラピストの資質	2
IV.	認定ハンドセラピスト制度	3
	1. 認定ハンドセラピスト取得対象者	
	2. 実践領域	
	1) 研修実践領域	
	(1) 研修会参加 (2) 学会参加	
	2) 臨床実践領域	
	(1) 手外科臨床経験 (2) 経験した手外科事例数報告 (3) 認定臨床研修	
	3) 研究実践領域	
	(1) 事例報告 (2) 学会発表 (3) 論文・著書執筆	
	4) 教育と社会貢献の実践領域	
V.	認定臨床研修	10
	1. 認定臨床研修対象者	
	2. 認定臨床研修施設	
	3. 認定臨床研修実施期間	
	4. 認定臨床研修費	
	5. 認定臨床研修実施申請	
	6. 認定臨床研修の注意事項	
	7. 認定臨床研修課題	
	8. 認定臨床研修課題（症例報告）の合否判定	
	9. 認定臨床研修の終了	
	10. 認定臨床研修の単位取得	
	11. 臨床研修修了証の交付	
VI.	認定ハンドセラピスト認定試験	15
	1. 認定試験受験申請資格	
	2. 認定試験の受験申請方法	
	3. 認定試験の実施日程と実施場所	
	1) 認定試験実施日程	
	2) 認定試験実施場所	
	4. 認定試験の内容	
	1) 筆記試験	
	2) 口述試験	
	5. 認定試験の合否判定	
	6. 認定試験結果の通知	
VII.	認定ハンドセラピスト特例移行措置	17
	1. 特例移行措置の申請資格	
	2. 特例移行措置の申請方法	
VIII.	認定ハンドセラピスト認定審査	19
IX.	認定ハンドセラピスト認定証の発行	19
X.	認定ハンドセラピストの認定者の登録と公開	19
XI.	認定ハンドセラピストの更新	20
	1. 認定更新申請資格	
	2. 認定更新申請方法	
	3. 認定更新審査と結果の通知	
XII.	認定ハンドセラピストの資格喪失	21
XIII.	認定ハンドセラピスト制度の問い合わせ先	21
付録	認定ハンドセラピスト養成カリキュラム, 単位表, 書類一覧	22-24

## I. 認定ハンドセラピスト制度開始にあたって

ハンドセラピーに関するより高い見識と高度な技術の習得は、治療成績を向上させ、手の障害を持った方々の生活をより効果的に支援することにつながります。我々セラピストは、障害を持った方々への救済精神の基、このことを念頭に日々研鑽し努力する必要があります。また近年では、手外科の進歩に伴い、より高度なハンドセラピーの知識と技術が求められ、ハンドセラピーに関わるセラピストの質の向上がますます期待されるようになって参りました。

日本ハンドセラピー学会は、このような社会的要請にお応えするために、日本手外科学会のご理解ならびにご支援のもと、学術集会や手外科関連の研修会等の実績を積み重ね、着実に発展して参りました。現在は創立 20 年が経過し、組織の充実、学術的知識の向上、教育の観点からようやく認定ハンドセラピスト制度を創設する段階に至りました。

認定ハンドセラピスト制度は、日本ハンドセラピー学会認定ハンドセラピスト制度規定、認定教育研修規定、認定臨床研修規定、認定試験に関する規定、特例移行措置に関する規定により定められており、本制度は平成 21 年 4 月 1 日より実施しております。

## II. 認定ハンドセラピスト制度の目的

本制度の目的は、日本のハンドセラピーの進歩発展を図ると共に、認定ハンドセラピスト (Japan Certified Hand Therapist; JCHT) を養成することです。また本制度は、認定ハンドセラピストの専門的知識や臨床実践能力の更なる向上、ハンドセラピー技術の開発や発展、ハンド関連の教育能力や研究能力の向上を第 2 の目的とし、国民医療の向上に貢献しようとするものです。

## III. 認定ハンドセラピストの資質

認定ハンドセラピストは、臨床における評価および治療、研究、教育等において、ハンドセラピストとしての実践能力および管理能力を有する作業療法士・理学療法士に対して本学会が与える資格であり、次に示す資質を備えている人材でなければなりません。

1. ハンドセラピーに関する高い知識と優れた技術力により、高レベルな医療支援を国民に提供できる。
2. 常に向上心を持ち、ハンドセラピーの知識、技術の習得に努力できる。
3. 臨床および基礎研究能力を持ち、ハンドセラピーに関する知識、技術を発展させることに貢献できる。
4. 教育的な配慮を持ち、認定ハンドセラピストの養成に貢献できる。
5. ハンドセラピーが社会に対してどのように貢献するかの指針を示し、それに基づいて実行できる。
6. 日本ハンドセラピー学会の発展に貢献し、認定ハンドセラピストの社会的地位の向上に貢献できる。

#### IV. 認定ハンドセラピスト制度

認定ハンドセラピスト制度は、研修、臨床、研究、教育・社会貢献の4つの実践領域から構成され、それぞれ認定ハンドセラピストになるための実践内容とそれに対応した単位数が設定されています。

認定ハンドセラピストを取得しようとする方は、ハンドセラピー学会に入会し、入会后10年の手外科臨床経験（臨床実践領域の臨床経験：8単位）を必要とします。その間には、全ての実践領域に対応した必要単位数を取得すると共に、研修および研究実践領域で定められた3つの必須要件を満たすことが必要です（表1）。これらを習得した後は、認定試験を受験し、それに合格しなければなりません。認定試験の詳細は、VI. 認定ハンドセラピスト認定試験の章で解説します。認定ハンドセラピストを取得後は、5年に1回の更新申請が必要です。更新には決められた全ての実践内容に対応した必要単位数を取得し、研修実践領域で定められた必須要件を満たさなければなりません（表1）。認定ハンドセラピスト制度における認定ハンドセラピスト取得、更新の流れは、図1に示しました。

実践領域	実践内容	新規申請			更新申請		
		単位数		備考	単位数		備考
研修実践	研修会参加	25	15	受講要件あり	10	—	
	学会参加		10	必須要件1*1		10	更新必須要件1*4
臨床実践	手外科臨床経験	28	8	5年で4単位	—	—	
	経験した手外科事例数報告		8	5年で4単位		—	
	指定施設での認定臨床研修		12	実施要件あり		—	
研究実践	手外科事例報告（2例）	12	2		7	—	
	学会発表		5	必須要件2*2		4	更新必須要件2*5
	論文・著書執筆		5	必須要件3*3		3	更新必須要件3*6
教育等実践	教育・社会貢献	10	10		10	10	

表1 実践領域と認定ハンドセラピスト新規申請および更新に必要な最低単位数

\*1 必須要件1：認定ハンドセラピスト養成カリキュラム（P5，表2）の基礎Ⅰ，Ⅲ，Ⅳ受講後に日本手外科学会秋期教育研修会を受講すること。日本ハンドセラピー学会学術集会上3回以上参加していること。

\*2 必須要件2：国際学会，日本手外科学会学術集会，日本ハンドセラピー学会学術集会のいずれかで筆頭でのハンド関連の発表が1題以上あること。全ての発表演題は，申請日より過去10年以内に発表したものを有効とする。

\*3 必須要件3：英文雑誌，日本手外科学会誌，日本ハンドセラピー学会誌のいずれかでハンド関連の筆頭論文が1編以上あること。全ての論文・著書は，申請日より過去10年以内に掲載されたものを有効とする。

\*4, 5, 6 更新必須要件：更新必須要件は，XI. 認定ハンドセラピストの更新の章で確認ください。

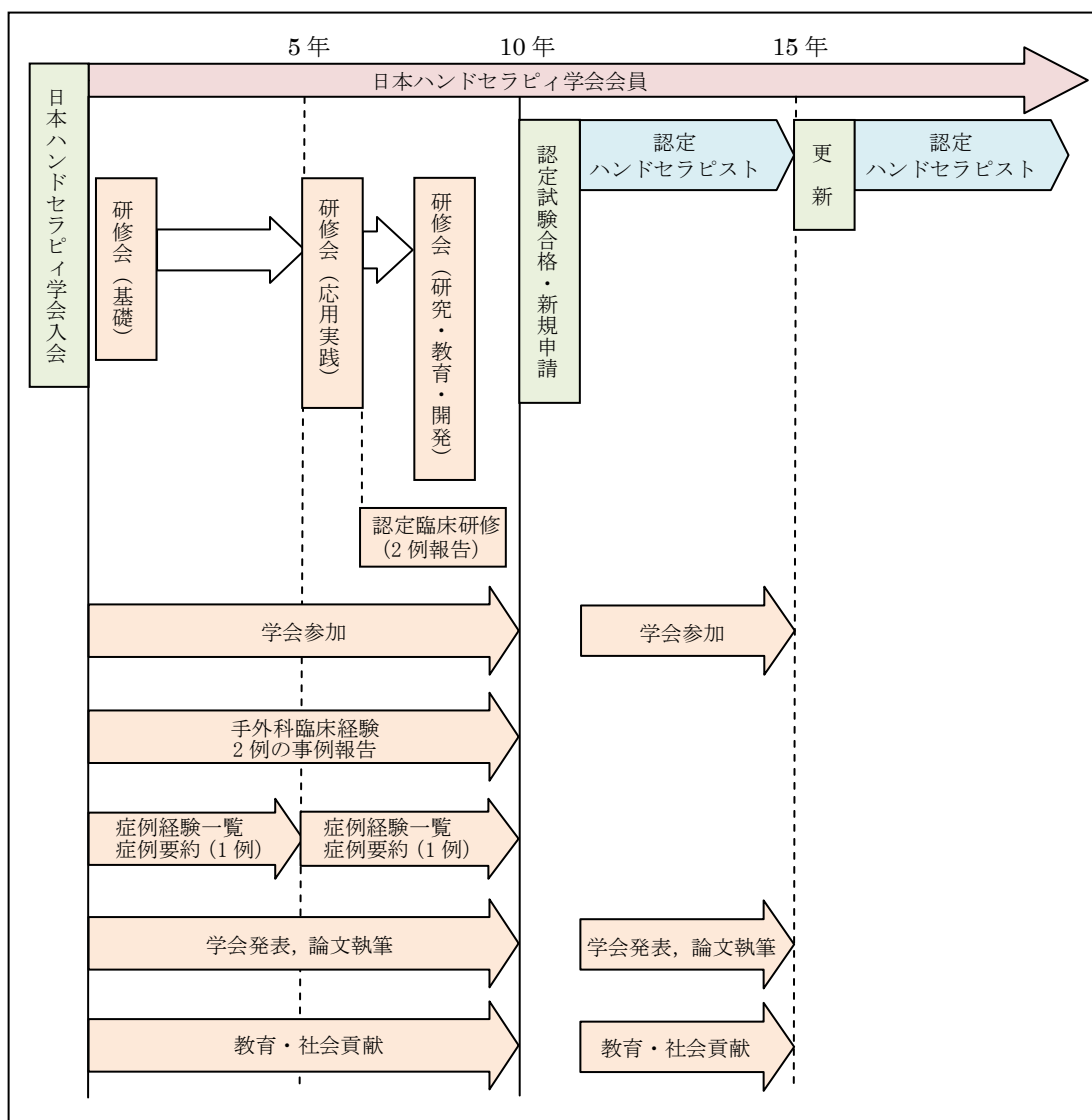


図1 認定ハンドセラピスト取得の流れ

### 1. 認定ハンドセラピスト取得対象者

認定ハンドセラピストを取得するためには、日本ハンドセラピィ学会会員でなければなりません。本学会会員は、本学会主催の研修会を半額で受講できます。

### 2. 実践領域

実践領域には、1) 研修実践領域、2) 臨床実践領域、3) 研究実践領域、4) 教育・社会貢献の実践領域の4領域で構成され、合計75単位以上を取得する必要があります。その単位は、新規申請の場合では、研修会単位を除き申請日より過去10年までのものが有効です。以下に各実践領域について解説します。

### 1) 研修実践領域 (25 単位)

研修実践領域には、(1) 研修会参加 (15 単位) と (2) 学会参加 (10 単位) が含まれ、手外科、ハンドセラピーに関する専門的知識を習得するために設定されています。

#### (1) 研修会参加 (15 単位)

研修会は、認定ハンドセラピスト養成カリキュラムの基礎研修 (5 単位)、応用実践研修 (5 単位)、研究・教育・開発研修 (5 単位) の 3 段階に分けられ、全て受講しなければなりません。養成カリキュラムと研修会参加単位を取得するための開催セミナーとの対応は、P22 の表 19 認定ハンドセラピスト養成カリキュラムとセミナー対応表に示しました。

基礎研修では、手外科やハンドセラピーに必要な基礎知識を習得します。その内容は、上肢の機能解剖学・運動学 (基礎 I)、関連基礎医学 (基礎 II)、臨床基礎医学 (基礎 III)、評価学 (基礎 IV) です (表 2)。

基礎研修	単位	時間(分)	研修項目	開講セミナー(現在)
〈基礎 I〉 機能解剖 運動学	5	90	手関節・手の機能解剖概説	入門セミナー
		90	肘・前腕の機能解剖概説	
		360	手関節・手の機能解剖・触診	触診セミナー
		360	肩・肘・前腕の機能解剖・触診	
〈基礎 II〉 関連基礎医学	5	90	生理学 (運動・知覚)	
		90	病態生理学 (末梢神経麻痺による筋収縮および知覚異常, 反射異常)	
		90	生体力学 (関節モーメント, 腱の滑走距離等)	
		90	病態運動学 (骨関節アライメント異常, 手の変形)	
		90	画像診断学	
		90	創・感染・治癒	
〈基礎 III〉 臨床基礎医学	5	45	ハンドセラピー概論	入門セミナー (基礎 I の入門セミナー と同一開催)
		45	基礎用語	
		90	骨折概論	
		90	腱損傷概論	
		90	末梢神経損傷概論	
		90	拘縮概論	
		90	炎症性疾患概論	
〈基礎 IV〉 評価	5	90	評価概論	評価セミナー
		90	観察・触診	
		90	ROM	
		90	筋力	
		90	感覚	
		90	上肢機能	
		90	ADL	
		90	症例プレゼンテーション	

表 2 認定ハンドセラピスト養成カリキュラム基礎研修

- \* 原則として基礎 I, III, IV, II の順で受講しなければなりません。
- \* 基礎 II は、応用実践研修と組み合わせて開講される予定です。
- \* 触診セミナーは、入門セミナーを受講後に受講しなければなりません。

応用実践研修は、基礎研修で習得した基礎知識を応用し、適切な評価・治療を実施するための高い実践能力を習得します。応用実践研修には、受講要件が定められています（表3）。

応用実践研修	単位	時間(分)	研修項目
応用実践	5	540	270 手の腱損傷
			270 手の拘縮
		540	270 上肢の末梢神経損傷
			270 上肢の機能再建
		540	270 手の骨折
			270 炎症性疾患の手
		540	270 上腕・肘・前腕の損傷
			270 先天異常・切断・熱傷の手
		180	90 物理療法Ⅰ
			90 物理療法Ⅱ
		720	360 ハンドスプリントⅠ
			360 ハンドスプリントⅡ

表3 認定ハンドセラピスト養成カリキュラム応用実践研修

- \* 応用実践研修は、基礎Ⅰ、Ⅲ、Ⅳを受講していること。さらに5年以上の手外科領域の臨床経験があり、10例の症例経験一覧と1例の症例要約を提出していることが受講要件となります。症例経験一覧と症例要約の提出については、2)臨床実践領域で確認してください。
- \* 応用実践研修には、基礎Ⅱの科目と組み合わせて開講されるものもあります。
- \* ハンドスプリントⅠ、Ⅱは、受講順を問いません。

研究・教育・開発研修では、研究や教育の実践技能やハンドセラピー技術の開発能力を発展させます。研究・教育・開発研修にも受講要件が定められています（表4）。

研究教育開発研修	単位	時間(分)	研修項目
研究・教育・開発	5	720	270 研究方法論
			180 統計解析評価学特論
			270 ハンドセラピー研究特別演習
		720	720 上級ハンドスプリント

表4 認定ハンドセラピスト養成カリキュラム研究・教育・開発研修

- \* 研究・教育・開発研修は、応用実践研修の12講座を修了していることが受講要件となります。
- \* ハンドスプリントアドバンスは、基礎研修とハンドスプリントⅠ、Ⅱを受講した後に受講できます。

注1) 各研修会終了後には、受講修了証が手渡されます。受講修了証は、認定臨床研修および認定試験受験申請時に必要となりますので、各自大切に保管ください。

注2) 研修会の参加資格、開催時期、場所、研修会参加申し込み等の詳細は、日本ハンドセラピー学会ホームページ (<http://jhts.org/>) で広報されます。

**(2) 学会参加 (10 単位)**

学会参加には、単位取得できる学会および研修会が指定されており、合計 10 単位以上を取得する必要があります。また、必須要件 1\*1 が設定されています(表 5)。

学会参加 (10 単位)	指定学会・研修会	単位
	国際学会・研修会：IFSSH, IFSHT, APFSSH, APFSHT, 他.	2
	全国学会・研修会：日本手外科学会学術集会, 日本ハンドセラピー学会学術集会, 日本手外科学会秋期教育研修会, 他.	2
	地方学会・研修会：本学会が認定した学会・研修会	1
*1 必須要件 1: 基礎 I, III, IV 受講後に日本手外科学会秋期教育研修会を受講していること。 日本ハンドセラピー学会学術集会に 3 回以上参加していること。		

**表 5 学会参加に関する指定学会・研修会と単位数**

注1) 参加証明書は、認定ハンドセラピスト申請時に必要となりますので、各自大切に保管ください。参加証明書が発行されない本学会が委嘱する認定学会および研修会においては、参加領収書を保管ください。

**2) 臨床実践領域 (28 単位)**

臨床実践領域では、最終的に手外科症例に対する十分な臨床実践能力や高い応用技術の習得が求められ、一定期間以上の手外科臨床経験 (8 単位) と一定以上の手外科経験事例数 (8 単位) が定められております。また、認定臨床研修施設での臨床研修 (12 単位) を行い、認定ハンドセラピスト指導の下、実際に症例を経験し、評価・治療に関するより高い実践応用技術を習得します。

**(1) 手外科臨床経験 (8 単位)**

日本ハンドセラピー学会入会后、1~5 年、6~10 年の各 5 年間でそれぞれ 4 単位とし、合計 8 単位を取得する必要があります。

**(2) 経験した手外科事例数報告 (8 単位)**

日本ハンドセラピー学会入会后 10 年間の内、1~5 年と 6~10 年の各 5 年間において、それぞれ 10 例の症例経験一覧と 1 例の症例要約 (4 単位) が必要です。本学会入会后 10 年間では、合計 20 例の症例経験一覧と 2 例の症例要約 (8 単位) が必要ということになります。

注1) 1~5 年の 5 年間の手外科臨床経験および 10 例の症例経験一覧と 1 例の症例要約は、認定ハンドセラピスト養成カリキュラムの応用実践研修の受講要件となっております。

注2) 手外科臨床経験の証明には勤務施設発行の勤務証明書を用い、1~5 年の 5 年間の症例経験一覧と症例要約は指定書式 (様式：試-2-1 号, 様式：試-3 号) に記入し、これらを日本ハンドセラピー学会認定資格審査委員会に提出してください。認定ハンドセラピスト養成カリキュラムの応用実践研修の受講申込前には、これらを必ず提出してください。



注3) 10年間の手外科臨床経験証明および6~10年の5年間における10例の症例経験一覧(様式: 試-2-2号)と1例の症例要約(様式: 試-3号)は、認定試験受験申請時に必要となります。

提出先) 〒569-0801 大阪市高槻市大学町2-7  
大阪医科大学附属病院 リハビリテーション科 認定資格審査委員会事務局 蓬萊谷

### (3) 認定臨床研修 (12 単位)

認定臨床研修は、日本ハンドセラピ学会が指定した施設で研修を行うことを指します。但し、認定臨床研修実施要件\*1を満たした方が対象となります。研修期間は、原則として3か月間もしくは528時間(12単位)です。但し、必要に応じて1か月、176時間(4単位)と2か月、352時間(8単位)に分けて研修することができます。認定臨床研修に関する詳細は、V. 認定臨床研修の章で示します。

\*1 臨床研修実施要件: 日本ハンドセラピ学会会員であること。認定ハンドセラピスト養成カリキュラムの基礎研修、応用実践研修のすべてを修了していること。

## 3) 研究実践領域 (12 単位)

研究実践領域では、手外科およびハンドセラピに関する基礎および臨床研究能力、臨床例や研究成果をまとめる能力、報告能力が求められます。したがって本領域では、事例報告(2単位)、学会発表(5単位)、論文・著書執筆(5単位)の実績が必要となります。これらの実績の証明は、認定試験受験申請時に提出してください。

### (1) 事例報告 (2 単位)

事例報告は指定書式(様式: 試-4号)を用い、2例の手外科症例について記載してください。1例1単位とし合計2単位を取得する必要があります。

### (2) 学会発表 (5 単位)

学会発表においては、単位取得できる学会が指定されており、合計5単位以上を必要とします。また、必須要件2\*2が設定されています(表6)。

注1) 学会発表は、手外科関連の内容に限ります。

注2) 全ての発表演題は、申請日より過去10年以内に発表したものを有効とします。

注3) 共同演者での発表は、定められた単位数の1/2となります。

### (3) 論文・著書執筆 (5 単位)

論文・著書執筆においては、単位取得できる公表学術誌が指定されており、合計5単位以上を必要とします。また、必須要件3\*3が設定されています(表6)。

- 注1) 論文・著書の公表は、ISSN、ISBNを取得した雑誌、著書に限ります。  
 注2) 論文・著書の執筆内容は、手外科関連に限ります。  
 注3) 全ての論文・著書は、申請日より過去10年以内に掲載されたものを有効とします。  
 注4) 共著者での執筆は、定められた単位数の1/2となります。

	指定学会	単位
	学会発表 (5単位)	国際学会：IFSSH, IFSHT, APFSSH, APFSHT, 他.
全国学会：日本手外科学会学術集会, 日本ハンドセラピ学会学術集会, 他.		3
地方学会		1
*2 必須要件2： 国際学会，日本手外科学会学術集会，日本ハンドセラピ学会学術集会のいずれかで筆頭でのハンド関連の発表が1題以上あること。  注1) 全ての発表演題は，申請日より過去10年以内に発表したものを有効とする。 注2) 共同演者での発表は，定められた単位数の1/2。		
論文・著書執筆 (5単位)	指定公表雑誌・著書	単位
	英文誌：J Hand Therapy, JBJs, AJHS, 他.	4
	和文全国誌：日本手外科学会誌, 日本ハンドセラピ学会誌, 他	3
	和文地方誌	1
	著書（編集者および分担筆頭者も含む）	3
	*3 必須要件3： 英文誌，日本手外科学会誌，日本ハンドセラピ学会誌のいずれかでハンド関連の筆頭論文が1編以上あること。  注1) 論文・著書の公表は，ISSN，ISBNを取得した雑誌，著書に限る。 注2) 全ての論文・著書は，申請日より過去10年以内に掲載されたものを有効とする。 注3) 共著者での執筆は，定められた単位数の1/2。	

表6 学会発表，論文・著書執筆に関する単位数

#### 4) 教育と社会貢献の実践領域 (10単位)

教育と社会貢献の実践領域では、将来に向けたハンドセラピ分野の発展のための教育能力、日本ハンドセラピ学会の活動方針に対する企画能力と実施能力が求められます。本領域では、教育的な活動実績項目として、学会および研修会の講師・シンポジスト・座長・司会、臨床研修指導、査読を挙げております。企画・実施実績の項目としては、学会長・研修会長、学会や研修会の実行委員長・委員等、日本ハンドセラピ学会等の委員長・委員を挙げております。それぞれの項目には単位が設定されており、合計10単位の実績が必要となります(表7)。これらの実績の証明は、認定試験受験申請時に提出してください。

- 注1) 教育と社会貢献の実践領域における地方学会および研修会は、1) 地方学会および研修会を主催する団体が団体規定を有すること、2) 当該団体が設立されて以降、5年間以上の活動歴があることのいずれかを満たし、かつ3) 当該団体の会員数が100名以上であること、4) 当該団体が主催する地方学会および研修会の参加者が50名以上であることのいずれかを満たすものとしております。

	活動内容		単位		
	教育と社会貢献 (10単位)	教育的活動実績	講師・シンポジスト・座長・司会	国際・全国学会および研修会	3
地方学会および研修会				2	
その他（他団体、養成校での講演等）				2	
臨床研修指導			臨床研修指導（1か月）	2	
			症例報告指導（1症例報告）	2	
			査読	論文査読（1論文）	1
学会・研修会および日本ハンドセラピ学会等の活動に関する企画・実施実績		学会・研修会	学会長・研修会長	国際・全国学会および研修会	5
				地方学会および研修会	3
			委員長	国際・全国学会および研修会	3
				地方学会および研修会	2
	委員		国際・全国学会および研修会	2	
			地方学会および研修会	1	
	委員会等の活動	委員長，副委員長（1年）	3		
		委員（1年）	2		

表 7 教育と社会貢献領域における活動実績項目と単位数

## V. 認定臨床研修

認定臨床研修の目的は、高い学術的水準の知識および応用力のある総合的な技能を修得した認定ハンドセラピストを養成することです。日本ハンドセラピ学会では、認定臨床研修を臨床実践領域の必須項目と位置付け、日本ハンドセラピ学会認定臨床研修規定、認定臨床研修施設に関する細則、認定臨床研修実施に関する細則により規定されています。以下、認定臨床研修について解説します。

### 1. 認定臨床研修対象者

認定臨床研修は、臨床研修実施要件を満たした方が対象となります。臨床研修実施要件とは、日本ハンドセラピ学会会員であり、認定ハンドセラピスト養成カリキュラムの基礎研修、応用実践研修のすべてを修了していることです。

### 2. 認定臨床研修施設

認定臨床研修は、日本ハンドセラピ学会が認可した施設で実施します。研修希望者は、認定臨床研修実施申請時に認定臨床研修施設一覧から希望の研修施設を選択し、P11の6. 認定臨床研修実施申請の指定書類に記入してください。但し、最終的な研修施設の決定にあたっては、認定臨床研修施設の受け入れの許可を必要とします。提出先は、P11に示しました。

### 3. 認定臨床研修実施期間

認定臨床研修実施期間は、原則として3か月間（528時間）です。但し、必要に応じて1か月間（176時間）と2か月間（352時間）に分けて研修を実施することができます。毎日継続して研修を実施できない場合は、時間に換算した研修でも可能です。

### 4. 認定臨床研修費

認定臨床研修を実施するにあたっては、認定臨床研修費 30,000円（1か月につき10,000円）が必要となります。この費用は、施設使用料および指導料であり、施設側に支払われるものです。また、事務通信費として別途2,000円を徴収します。

### 5. 認定臨床研修実施期間中の補償保険加入

認定臨床研修を実施するにあたっては、補償保険への加入を義務付けています。作業療法士では、日本作業療法士協会 作業療法士総合補償保険の上乗せプラン、理学療法士では、日本理学療法士協会 理学療法士賠償責任保険に加入していることを条件とし、認定臨床研修実施申請時に補償保険証書の写しの提出が必要です。

### 6. 認定臨床研修実施申請

認定臨床研修希望者は、日本ハンドセラピ学会認定臨床研修委員会に認定臨床研修実施の申請を行ってください。申請時には必要書類（表8）を提出してください。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. 日本ハンドセラピ学会の会員証の写し</li><li>2. 認定臨床研修申請書（様式：臨-6号）</li><li>3. 認定臨床研修者個人資料（様式：臨-7号）</li><li>4. 理学療法士，作業療法士免許証の写し</li><li>5. 理学療法士，作業療法士の補償保険証書の写し</li><li>6. 認定ハンドセラピスト養成カリキュラム基礎，応用実践研修の受講修了証の写し</li></ol> |
|--|

表8 認定臨床研修実施申請時に必要な書類

提出先) 〒854-0301 長崎県雲仙市愛野町甲 3838-1  
愛野記念病院 リハビリテーション部 認定臨床研修委員会事務局 田崎

認定臨床研修実施申請後には、認定臨床研修委員会より書類（表9）が送付されますので、必要書類に同意の上、署名・捺印して指定の提出先に送付してください。尚、認定臨床研修費は、必ず認定臨床研修が始まる前までにお振り込みください。

送付書類	提出先
1. 認定臨床研修案内書（様式：臨-11号）	
2. 認定臨床研修許可書（様式：臨-12号）	
3. 症例報告に関する同意書（様式：臨-13号）	認定臨床研修委員会（症例報告提出時に提出）
4. 認定臨床研修誓約書（様式：臨-14号）	認定臨床研修委員会
5. 認定臨床研修誓約書（様式：臨-15号）	認定臨床研修施設
6. 認定臨床研修契約書（様式：臨-16号）3部*1	認定臨床研修委員会，認定臨床研修施設
7. 個人情報取り扱い同意書（様式：臨-17号）	認定臨床研修委員会
8. 個人情報取り扱い誓約書（様式：臨-18号）	認定臨床研修施設
9. 認定臨床研修終了証明書（様式：臨-19号）	認定臨床研修委員会（認定臨床研修終了時に提出）
10. 振込用紙	

表 9 認定臨床研修委員会からの送付書類と提出先

\* 1 認定臨床研修契約書（様式：臨-16号）の1部はご本人用ですので，各自保管ください。

## 7. 認定臨床研修の注意事項

1. 研修者は，医療法，理学療法士及び作業療法士法に従い，各認定臨床研修施設の安全管理に関する規定を厳守してください。
2. 研修者は，職業倫理指針ならびに認定臨床研修施設が定める規定に準じて，倫理的債務を負うことを了承ください。
3. 研修者は，認定臨床研修施設の定める施設・設備の利用規定やその他の規定に従ってください。
4. 研修者は，認定臨床研修における個人情報の取り扱いについては認定臨床研修における個人情報保護に関する細則に従ってください。
5. 研修者は，日本ハンドセラピ学会認定臨床研修規定を厳守してください。
6. 研修者が，日本ハンドセラピ学会認定臨床研修規定に違反，または不適切な態度および行為を行ったときは，認定臨床研修施設長および指導者と認定臨床研修委員会の協議を経て，認定臨床研修を停止または中止しますことをご承知ください。

## 8. 認定臨床研修課題

認定臨床研修の課題は，2例の症例報告です。症例報告は，指定された症例報告書作成要綱（表 10）に従い適切にまとめ，認定臨床研修委員会に提出してください。各症例報告は症例経験一覧（表 11）のうち異なる疾患であることが望ましいが，同一疾患であっても治療に影響する異なる要因があればよいものとします。

表題	報告に適切な表題とする。	
症 例 報 告 内 容	1. はじめに	該当する疾患の説明、治療における歴史的な変遷および現在の一般的な治療法について説明し、報告するに至った理由を記述する。
	2. 目的	症例報告する目的について記述する。
	3. 症例紹介	症例の背景、受傷機転（発症の経緯）、受診までの経緯、理学的診断、画像診断、治療方針、手術内容、セラピーの処方内容などについて要点を記述する。
	4. セラピー前評価	セラピー開始前の評価内容について記述する。
	5. セラピー目標	治療方針、セラピー処方内容、セラピー前評価からセラピーの目標を設定し、記述する。
	6. セラピー計画	セラピーの目標に基づき、タイムスケジュールを含めた計画を立案し、記述する。
	7. 経過	セラピー計画に則り、経過について記述する。経過中の変化（手術も含む）に伴い、セラピー内容に追加や変更を加えた場合には、その目的を明示する。
	8. 結果	セラピー施行後の結果について記述する。
	9. 考察	セラピーの経過および結果からセラピーの効果およびその効果に影響を及ぼした要因、セラピーの妥当性などを分析・検討して記述する。
	10. まとめ	報告のまとめを記述する。
	11. 文献	報告書を作成するにあたり必要最小限の引用・参考文献を引用順に呈示する。

※症例報告は、個人を特定できないように配慮してください。

表 10 症例報告書作成要綱

1. 骨、関節損傷 指節骨部、IP・MP 関節部、中手骨部、CM 関節部、手根骨・ 橈骨遠位端部、手関節部、前腕骨骨幹部、上腕骨遠位・ 前腕骨近位部、肘関節部、上腕骨骨幹部、上腕骨近位部、 肩関節部	6. 変形性関節症 Heberden 結節、Bouchard 結節、母指 CM 関節症、 変形性肘関節症
2. 腱損傷 ① 屈筋腱損傷：腱縫合、腱移行、腱移植、腱剥離 ② 伸筋腱損傷：腱縫合、腱移行、腱移植、腱剥離	7. 関節リウマチ
3. 末梢神経損傷 ① 腕神経叢損傷：外傷性、分娩麻痺 ② 神経損傷：正中神経麻痺、尺骨神経麻痺、 橈骨神経麻痺、その他（ ） ③ 絞扼神経障害：正中神経麻痺、尺骨神経麻痺、 橈骨神経麻痺、その他（ ） ④ 複合性局所疼痛症候群	8. 蓄積外傷障害
4. 麻痺手の再建 四肢麻痺手、正中神経麻痺、尺骨神経麻痺、橈骨神経麻痺、 混合神経麻痺（腕神経叢麻痺を含む）	9. 手関節疾患 Kienbock 病、Preiser 病、遠位橈尺関節障害、TFCC 損傷、 尺骨突き上げ症候群、手根不安定症
5. 複合組織損傷（切断含む）	10. 先天異常
	11. 循環障害
	12. 特殊な外傷 高压注入損傷、熱傷、熱圧挫傷、電撃傷、化学損傷、 咬傷、剥脱損傷
	13. 拘縮 皮膚性拘縮、筋・腱性拘縮、関節性拘縮、 Dupuytren 拘縮、阻血性拘縮
	14. 炎症性疾患、その他の疾患

表 11 症例経験一覧

## 9. 認定臨床研修課題（症例報告）の合否判定

症例報告書は、3名の審査員によって審査されます。その審査は、症例報告に関する判定基準（表12）に従って行われ、全ての判定項目において2名以上の審査員が十分とした場合に合格と判定されます。判定が不合格であった場合は、判定項目で不十分とされた理由を参考に加筆修正を行い、再度提出して合否判定を受けることができます。

判定項目	判定基準	審査結果	
1. 表題	報告に適切な表題であるか。	十分	不十分
2. 匿名性の確保	個人を特定できないように配慮されているか。	十分	不十分
3. はじめに	該当する疾患の説明、治療における歴史的な変遷および現在の一般的な治療法について適切に記述されているか。	十分	不十分
4. 目的	報告する症例の目的について明確に記述されているか。	十分	不十分
5. 症例紹介	症例の背景、受傷機転（発症の経緯）、研修施設受診までの経緯、理学的診断、画像診断、治療方針、手術内容、セラピィの処方内容などについて要点が網羅され、適切に記述されているか。	十分	不十分
6. セラピィ前評価	適切なセラピィ前評価が行われ、記述されているか。	十分	不十分
7. セラピィ目標	治療方針、セラピィ処方内容、セラピィ前評価からの確なセラピィの目標を設定し、記述されているか。	十分	不十分
8. セラピィ計画	セラピィの目標に基づき、タイムスケジュールを含めた的確な計画が立案され、記述されているか。	十分	不十分
9. 経過	セラピィ計画に則り、経過について適切に記述されているか。経過中の変化（手術を含む）に伴いセラピィ内容に追加や変更を加えた場合、その目的が的確に明示され、記述されているか。	十分	不十分
10. 結果	セラピィを施行後の結果について適切に記述されているか。	十分	不十分
11. 考察	セラピィの経過および結果からセラピィの効果およびその効果に影響を及ぼした要因、セラピィの妥当性などを分析検討して適切に記述されているか。	十分	不十分
12. まとめ	報告のまとめが適切に記述されているか。	十分	不十分
13. 文献	報告書を作成するにあたり必要最低限の引用・参考論文が引用順に簡潔に呈示されているか。	十分	不十分

表 12 症例報告に関する判定基準

## 10. 認定臨床研修の終了

認定臨床研修の終了は、認定臨床研修指導者が研修期間および目標に対する研修者の知識、技能、態度等の達成度を考慮して判定します。認定臨床研修の終了にともない、指導者が認定臨床研修終了証明書（様式：臨-19号）を発行しますので、研修者はその証明書を認定臨床研修委員会に提出して下さい。

## 11. 認定臨床研修施設の変更

原則として認定臨床研修施設の変更は許可されませんが、研修施設の変更に関して正当な理由があると判断された場合は、変更可能なこともあります。

## 12. 認定臨床研修の単位取得

研修者は、3 か月間（528 時間）の認定臨床研修の終了と認定臨床研修課題（2 例の症例報告）の合格をもって、認定臨床研修の 12 単位が取得できます。認定臨床研修を 1 か月間（178 時間）と 2 か月間（256 時間）に分けて実施した場合は、各臨床研修の終了と 1 例ずつの症例報告書の合格をもって、それぞれ 4 単位と 8 単位に分けて単位を取得できます。

## 13. 認定臨床研修修了証の交付

認定臨床研修 3 か月間（528 時間）を終了し、認定臨床研修課題（2 例の症例報告）が合格しますと認定臨床研修の 12 単位が取得でき、それと同時に本学会会長より認定臨床研修修了証が交付されます。認定臨床研修修了証は認定試験の申請の際に必要となりますので、各自保管ください。

注1) 認定研修施設に勤務している場合は、認定ハンドセラピスト養成カリキュラムのすべての基礎および応用実践研修受講修了後に 6 か月間以上の実務を積み、認定臨床研修課題（2 例の症例報告）に合格すると認定臨床研修の 12 単位が取得でき、認定臨床研修修了証が交付されます。

## VI. 認定ハンドセラピスト認定試験

認定ハンドセラピスト認定試験の目的は、手外科およびハンドセラピーに関する高い学術的知識と総合的な応用実践技能をセラピストが修得しているか否かを判定することです。日本ハンドセラピー学会では、本認定試験を認定ハンドセラピストになるための最終的な試験と位置付け、日本ハンドセラピー学会認定試験に関する規定、認定試験に関する細則により規定されています。

### 1. 認定試験受験申請資格

認定試験の受験申請は、ハンドセラピー学会会員を 10 年以上継続し、全ての実践領域に対応した必要単位数を取得していると共に研修および研究実践領域で定められた必須要件を満たしている方が対象となります（表 13）。

### 2. 認定試験の受験申請方法

認定試験の受験希望者は、日本ハンドセラピー学会認定資格審査委員会に認定試験の受験申請を行ってください。申請時には必要書類（表 14）を提出してください。

認定試験の受験申請後に、受験資格を有すると判定された方には、受験票と受験日程、受験場所、受験時の注意事項が記載された受験案内、認定試験受験料の振込用紙が送付されますので、指定期日までに指定金額を振り込んでください。認定試験の受験料は、10,000 円（筆記試験：5,000 円、口述試験：5,000 円）です。



実践領域	実践内容	必要単位数		必須要件
研修実践	研修会参加	25	15	必須要件1： 日本手外科学会秋期教育研修会の1回以上の参加、日本ハンドセラピ学会学術集會に3回以上参加していること。
	学会参加		10	
臨床実践	手外科臨床経験	28	8	
	経験した手外科事例数報告		8	
	指定施設認定臨床研修		12	
研究実践	手外科事例報告(2例)	12	2	必須要件2： 国際学会、日本手外科学会学術集會、日本ハンドセラピ学会学術集會のいずれかで筆頭でのハンド関連の発表が1題以上あること。全ての発表演題は、申請日より過去10年以内に発表したものを有効とする。
	学会発表		5	
	論文・著書執筆		5	
教育等実践	教育・社会貢献	10	10	

表13 認定試験受験に関する最低必要単位数と必須要件

<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 認定ハンドセラピスト認定試験申請書(様式: 試-1号)</li> <li>2. 筆記および口述試験の受験日程希望票</li> <li>3. 研修実践領域に関する書類             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 研究・教育・開発研修受講修了証の写し</li> <li>② 日本手外科学会秋期教育研修会受講証明書の写し</li> <li>③ 学会参加証明書の写し(必須要件1を満たしていること)</li> </ol> </li> <li>4. 臨床実践領域に関する書類             <ol style="list-style-type: none"> <li>④ 日本ハンドセラピ学会所属証明書(日本ハンドセラピ学会発行)</li> <li>⑤ 10年間の手外科臨床経験証明(施設発行の勤務証明書)</li> <li>⑥ 手外科臨床経験6~10年の5年間における10例の症例経験一覧(様式: 試-2-2号)</li> <li>⑦ 手外科臨床経験6~10年の5年間における1例の症例要約(様式: 試-3号)</li> <li>⑧ 認定臨床研修修了証の写し</li> </ol> </li> <li>5. 研究実践領域に関する書類             <ol style="list-style-type: none"> <li>⑨ 事例報告(2例)(様式: 試-4号)</li> <li>⑩ 学会発表抄録の写し(必須要件2を満たしていること)</li> <li>⑪ 論文・著書の写し(必須要件3を満たしていること)</li> </ol> </li> <li>6. 教育等実践要件に関する書類             <ol style="list-style-type: none"> <li>⑫ 講師・シンポジスト等の証明書(依頼書など)の写し</li> </ol> </li> </ol>
--

表14 認定試験申請時に必要な書類

提出先) 〒569-0801 大阪市高槻市大学町2-7  
大阪医科大学附属病院 リハビリテーション科 認定資格審査委員会事務局 蓬萊谷

### 3. 認定試験の受験申請期間および実施日程, 実施場所

#### 1) 認定試験実施日程

認定試験の受験申請期間と実施日程は年度ごとに異なりますので, 詳細は日本ハンドセラピィ学会ホームページ (<http://jhts.org/>) で確認してください. 前年度の3月末までに認定試験受験申請受付期間と認定試験日程, 場所を公示します. 筆記試験は年2回, 口述試験は年1回の実施予定です.

#### 2) 認定試験実施場所

基礎研修会会場で実施する予定です. 詳細は日本ハンドセラピィ学会ホームページ (<http://jhts.org/>) で確認してください.

### 4. 認定試験の内容

認定試験では, 筆記試験と口述試験の2種類が行われます.

#### 1) 筆記試験

筆記試験の試験時間は60分間で, 本学会学術集会および研修会等の内容から50題が出題されます. 基礎研修および応用実践研修のテキストから出題されます.

#### 2) 口述試験

口述試験は, 筆記試験合格後に実施します. 口述試験では, 認定臨床研修課題の2症例についてプレゼンテーションを行い, その後に質疑応答を行います. 尚, プレゼンテーションの時間は1症例につき10分間で, 質疑応答は20分間です.

### 5. 認定試験の合否判定

認定試験は, 筆記試験と口述試験の両試験に合格することが必要です, 筆記試験は, 正答率6割以上をもって合格とします. 口述試験の合否判定は3名の審査委員によって行い, 2名以上審査委員の合格を必要とします. 口述試験が不合格になった場合は, 筆記試験の合格は次年度の口述試験まで有効となりますので, 次年度の筆記試験は受験する必要はありません.

### 6. 認定試験結果の通知

認定試験結果は受験者全員に文章で通知され, 日本ハンドセラピィ学会ホームページ (<http://jhts.org/>) でも確認できます. 合格者には合格証書が交付されます.

## VII. 認定ハンドセラピスト特例移行措置

認定ハンドセラピスト制度に基づく特例移行措置は, 既に高い学術的水準の知識および応用実践力のある総合的な技能を有している方に対しての特別な措置です. この特例移行

措置は、日本ハンドセラピィ学会特例移行措置に関する規定により定められており、2009年から5年間の期限を有するもの（2014年3月31日（消印有効）まで）です。

### 1. 特例移行措置の申請資格

特例移行措置の申請には、原則としてハンドセラピィ学会会員を10年以上継続し、各実践領域に対応した特例単位数あるいは特例要件を満たしていることが必要です。但し、研究実践領域においては、特例単位数は新規申請に比べて多く22単位となっている他、特例必須要件1, 2が設定されており、特例単位数と特例必須要件の両者を満たしていなければなりません。尚、ハンドセラピィ学会会員を5年以上継続しているが10年に満たない場合は、読み替え可能な特例要件が設定されております（表15）。

実践領域	実践内容	特例単位数		特例要件	
研修実践	研修会参加	25	15	① 研究実践領域の要件を満たしていること ② 日本手外科学会, 日本ハンドセラピィ学会, 日本理学療法士協会, 日本作業療法士協会主催による研修会の講師経験者 *①②のいずれかの条件を満たす者は読み替え可能.	
	学会参加		10		
臨床実践	手外科臨床経験	28	8	① 日本ハンドセラピィ学会入会后10年以上 ② 日本ハンドセラピィ学会入会后5年以上, 10年未満の場合は, 理学療法士・作業療法士の臨床経験が7年以上であれば, 手外科専門医または本学会役員経験者の推薦書を提出. *①②のいずれかの条件を満たす者は読み替え可能.	
	経験手外科事例数報告		8		20例の症例経験一覧と2例の症例要約を提出する。但し, 研究実践領域の要件を満たす者は, 症例経験一覧の提出のみで読み替え可能.
	指定施設認定臨床研修		12		研究実践の要件を満たす者は読み替え可能.
研究実践	手外科事例報告 (2例)	22	2	論文・著書執筆の要件を満たす者は読み替え可能.	
	学会発表		10	<b>特例必須要件 1*1</b> 国際学会, 日本手外科学会学術集会, 日本ハンドセラピィ学会学術集会, 日本理学療法学術大会, 日本作業療法学会のいずれかでハンド関連の筆頭発表が3題以上あり, この内, 日本手外科学会学術集会, 日本ハンドセラピィ学会学術集会における筆頭発表が1題以上あること。これらは10年以内に限定しない.	
	論文・著書執筆		10	<b>特例必須要件 2*2</b> 英文誌あるいは日本手外科学会誌, 日本ハンドセラピィ学会誌のいずれかでハンド関連の筆頭論文が1編以上あること。これらは10年以内に限定しない.	
教育等実践	教育・社会貢献	10	10	新規申請と同様	

表 15 特例移行措置の単位数と要件

\*1, 2 日本ハンドセラピィ学会入会后10年以上で, ハンドセラピィの発展における業績や貢献が高いと認められた者 (日本ハンドセラピィ学会の特別会員) は, 特例必須要件 1, 2 を免除.

## 2. 特例移行措置の申請方法

特例移行措置を申請する方は、日本ハンドセラピィ学会認定資格審査委員会に表 16 に示す書類を提出してください。

<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 認定ハンドセラピスト特例移行措置申請書（様式：試-特1号）</li> <li>2. 臨床実践領域に関する書類             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 日本ハンドセラピィ学会入会后 10 年以上の所属証明書。 * 日本ハンドセラピィ学会入会后 5 年以上、10 年未満かつ理学療法士・作業療法士の臨床経験が 7 年を満たす場合は、手外科専門医または本学会役員経験者による特例移行推薦書（様式：試-特2号）を添付してください。</li> <li>② 症例経験一覧（20 例）（様式：試-特3号）</li> </ol> </li> <li>3. 研究実践領域に関する書類（日本ハンドセラピィ学会特別会員は免除）             <ol style="list-style-type: none"> <li>③ 学会発表抄録の写し（特例必須要件1を満たしていること）</li> <li>④ 論文・著書の写し（特例必須要件2を満たしていること）</li> </ol> </li> <li>4. 教育等実践領域に関する書類             <ol style="list-style-type: none"> <li>⑤ 講師・シンポジスト等の証明書（依頼書など）の写し</li> </ol> </li> </ol>
---

表 16 特例移行措置申請時に必要な書類

提出先) 〒569-0801 大阪市高槻市大学町 2-7  
大阪医科大学附属病院 リハビリテーション科 認定資格審査委員会事務局 蓬萊谷

## VIII. 認定ハンドセラピスト認定審査

認定ハンドセラピスト認定試験に合格した方は、日本ハンドセラピィ学会認定資格審査委員会および役員会の承認を経て、正式に認定ハンドセラピストとして認められます。特例移行措置を申請された方の場合は、提出書類が日本ハンドセラピィ学会認定資格審査委員会で審査されます。特例移行措置審査で適格と判定された場合は、同様に日本ハンドセラピィ学会役員会の承認を経て、正式に認定ハンドセラピストとして認められます。それぞれの結果は、文章で通知されます。

## IX. 認定ハンドセラピスト認定証の発行

認定ハンドセラピストとして認められた方には、日本ハンドセラピィ学会より認定証が発行されます。認定日は、役員会で認定が承認された翌年度の4月1日付となります。

## X. 認定ハンドセラピストの認定者の登録と公開

認定ハンドセラピストとして認められた方は、認定ハンドセラピストとして氏名、居住している県、会員番号、認定番号、認定登録年月日、所属施設、所属施設住所が登録されることとなります。認定ハンドセラピストとして登録を受けようとする方は、登録料 10,000 円を日本ハンドセラピィ学会に納付してください。認定証発送後 3 か月以内に登録料を納付しない場合は、認定は失効します。登録情報は、日本ハンドセラピィ学会ホームページ、会員名簿、その他日本ハンドセラピィ学会が必要と認める範囲で公開します。

## XI. 認定ハンドセラピストの更新

認定ハンドセラピスト取得後は、5年に1回の更新申請が必要です。認定の更新については、日本ハンドセラピー学会認定ハンドセラピスト規定により定められています。

### 1. 認定更新申請資格

認定ハンドセラピストの更新申請は、設定された全ての実践内容に対応した必要単位数を取得し、更新必須要件1, 2, 3を満たしている方が対象となります（表17）。

実践領域	実践内容	必要単位数		必須要件
研修実践	学会参加	10	10	<b>更新必須要件1:</b> 申請日より過去5年以内に、日本手外科学会秋期教育研修会に1回以上参加し、日本ハンドセラピー学会学術集會に3回以上参加していること。
臨床実践	—	—	—	
研究実践	学会発表	7	4	<b>更新必須要件2:</b> 国際学会、日本手外科学会学術集會、日本ハンドセラピー学会学術集會のいずれかでハンド関連の発表があること。全ての発表演題は、申請日より過去5年以内に発表したものを有効とする。
	論文・著書執筆		3	<b>更新必須要件3</b> 英文誌、日本手外科学会誌、日本ハンドセラピー学会誌のいずれかでハンド関連のものがあること。全ての論文・著書は、申請日より過去5年以内に掲載されたものを有効とする。
教育等実践	教育・社会貢献	10	10	

表17 認定ハンドセラピスト更新に必要な最低単位数と更新必須要件

### 2. 認定更新申請方法

認定更新を申請する方は、日本ハンドセラピー学会認定資格審査委員会に表19に示す書類を更新年度の前年度末までに提出してください。尚、疾病、不慮の事故、長期海外出張（留学を含む）など、正当な理由により更新申請ができない場合は、更新審査の猶予を申請することができます。但し、猶予の期間は更新年1年に限ります。

<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 認定ハンドセラピスト更新申請書（様式：審-1号）</li> <li>2. 認定ハンドセラピスト認定証の写し</li> <li>3. 研修実践領域に関する書類             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 日本手外科学会秋期教育研修会受講証明書の写し</li> <li>② 学会参加証明書の写し（更新必須要件1を満たしていること）</li> </ol> </li> <li>4. 研究実践領域に関する書類             <ol style="list-style-type: none"> <li>③ 学会発表抄録の写し（更新必須要件2を満たしていること）</li> <li>④ 論文・著書の写し（更新必須要件3を満たしていること）</li> </ol> </li> <li>5. 教育等実践領域に関する書類             <ol style="list-style-type: none"> <li>⑤ 講師・シンポジスト等の証明書（依頼書など）の写し</li> </ol> </li> </ol>
---

表18 認定更新申請時に必要な書類

提出先) 〒569-0801 大阪市高槻市大学町 2-7  
大阪医科大学附属病院 リハビリテーション科 認定資格審査委員会事務局 蓬萊谷

### 3. 認定更新審査と結果の通知

認定更新の提出書類は、日本ハンドセラピィ学会認定資格審査委員会で審査されます。更新審査により適格と判定された場合は、本学会役員会の承認を経て、正式に更新が決定されます。その結果は、文章で通知されます。更新登録料は10,000円です。通知後3か月以内に更新登録料を納付しない場合は、更新認定は失効します。

## XII. 認定ハンドセラピストの資格喪失

認定ハンドセラピストの資格は、認定ハンドセラピストとしての資格を辞退したとき、本学会会則の規定により会員としての資格を喪失したとき、認定ハンドセラピストとしてふさわしくない行為があったとき、認定ハンドセラピスト資格の更新条件を満たさないとき等で喪失します。資格喪失時は、認定証を速やかに返還してください。

## XIII. 認定ハンドセラピスト制度の問い合わせ先

認定ハンドセラピスト制度に関するお問い合わせは、認定資格審査委員会事務局です。

### 【お問い合わせ先】

〒569-0801 大阪市高槻市大学町 2-7  
大阪医科大学附属病院 リハビリテーション科 認定資格審査委員会事務局 蓬萊谷  
電子メール：reh036@poh.osaka-med.ac.jp  
TEL：072-683-1221（内線 2709）

基礎研修	単位	時間(分)	研修項目	セミナー		
〈基礎Ⅰ〉 機能解剖・運動学	5	900	90	手関節・手の機能解剖概説	入門セミナー	
			90	肘・前腕の機能解剖概説		
			360	手関節・手の機能解剖・触診	触診セミナー	
			360	肩・肘・前腕の機能解剖・触診		
〈基礎Ⅱ〉 関連基礎医学	5	540	90	生理学	応用実践2と同一開催	
			90	病態生理学		
			90	生体力学	応用実践1と同一開催	
			90	病態運動学		
			90	画像診断学	応用実践3と同一開催	
			90	創・感染・治癒		
〈基礎Ⅲ〉 臨床基礎医学	5	540	45	ハンドセラピー概論	入門セミナー (基礎Ⅰの入門セミナーと同一開催)	
			45	基礎用語		
			90	骨折概論		
			90	腱損傷概論		
			90	末梢神経損傷概論		
			90	拘縮概論		
			90	炎症性疾患概論		
〈基礎Ⅳ〉 評価	5	720	90	評価概論	評価セミナー	
			90	観察・触診		
			90	ROM		
			90	筋力		
			90	感覚		
			90	上肢機能		
			90	ADL		
			90	症例プレゼンテーション		
応用実践研修	単位	時間(分)	研修項目	セミナー		
応用実践	5	540	270	手の腱損傷	応用実践セミナー1 (腱損傷・拘縮)	
			270	手の拘縮		
		540	270	上肢の末梢神経損傷	応用実践セミナー2 (末梢神経損傷・機能再建)	
			270	上肢の機能再建		
		540	540	270	手の骨折	応用実践セミナー3 (骨折・炎症性疾患)
				270	炎症性疾患の手	
		540	540	270	上腕・肘・前腕の損傷	応用実践セミナー4 (切断・再接着, 上肢複合組織損傷, 熱傷, 物理療法)
				270	先天異常・切断・熱傷の手	
		180	180	90	物理療法Ⅰ	
				90	物理療法Ⅱ	
		720	720	360	ハンドスプリントⅠ	応用実践セミナー5 (ハンドスプリント)
				360	ハンドスプリントⅡ	
研究・教育・開発研修	単位	時間(分)	研修項目	セミナー		
研究・教育・開発	5	720	270	研究方法論	研究法セミナー	
			180	統計解析評価学特論		
		720	270	ハンドセラピー研究特別演習		
			720	上級ハンドスプリント		上級ハンドスプリントセミナー

表 19 認定ハンドセラピスト養成カリキュラムとセミナー対応表

- \* 基礎研修は、原則として基礎Ⅰ，Ⅲ，Ⅳ，Ⅱの順で受講しなければなりません。
- \* 触診セミナーは入門セミナーを受講後に受講しなければなりません。
- \* 基礎Ⅱの科目は応用実践研修の科目と組み合わせて開講されます。
- \* 応用実践セミナー5を除く応用実践研修は、基礎Ⅰ，Ⅲ，Ⅳを受講していること。さらに5年以上の手術外科領域の臨床経験があり、10例の症例経験一覧と1例の症例要約を提出していることが必要です。応用実践セミナー5は、受講順序を問いません。
- \* 研究・教育・開発研修は、応用実践研修の12講座を修了していることが受講要件となりますが、上級ハンドスプリントセミナーは、基礎研修と応用実践5を受講した後に受講できます。

		指定学会・研修会	単位	
学会参加 (10 単位)	国際学会・研修会：IFSSH, IFSHT, APFSSH, APFSHT, 他.		2	
	全国学会・研修会：日本手外科学会学術集会, 日本ハンドセラピ学会学術集会, 日本手外科学会秋期教育研修会, 他.		2	
	地方学会・研修会：本学会が認定した学会・研修会		1	
	<b>必須要件 1:</b> 基礎 I, III, IV 受講後に日本手外科学会秋期教育研修会を受講していること。 日本ハンドセラピ学会に 3 回以上参加していること。			
		指定学会	単位	
学会発表 (5 単位)	国際学会：IFSSH, IFSHT, APFSSH, APFSHT, 他.		4	
	全国学会：日本手外科学会学術集会, 日本ハンドセラピ学会学術集会, 他.		3	
	地方学会		1	
	<b>必須要件 2:</b> 国際学会, 日本手外科学会学術集会, 日本ハンドセラピ学会学術集会のいずれかで筆頭でのハンド関連の発表が 1 題以上あること。 全ての発表演題は, 申請日より過去 10 年以内に発表したものを有効とする。  注 1) 共同演者での発表は, 定められた単位数の 1/2。			
		指定公表雑誌・著書	単位	
論文・著書 執筆 (5 単位)	英文誌：J Hand Therapy, JBJS, AJHS, 他.		4	
	和文全国誌：日本手外科学会誌, 日本ハンドセラピ学会誌, 他		3	
	和文地方誌		1	
	著書（編集者および分担筆頭者も含む）		3	
	<b>必須要件 3:</b> 英文誌, 日本手外科学会誌, 日本ハンドセラピ学会誌のいずれかでハンド関連の筆頭論文が 1 編以上あること。 全ての論文・著書は, 申請日より過去 10 年以内に掲載されたものを有効とする。  注 1) 論文・著書の公表は, ISSN, ISBN を取得した雑誌, 著書に限る。 注 2) 共著者での執筆は, 定められた単位数の 1/2。			
		活動内容	単位	
教育と 社会貢献 (10 単位)	教育的活動実績	講師・シンポジスト・座長・司会	国際・全国学会および研修会	3
			地方学会および研修会	2
			その他（他団体, 養成校での講演等）	2
		臨床研修指導	臨床研修指導（1 か月）	2
			症例報告指導（1 症例報告）	2
		査読	論文査読（1 論文）	1
			学会抄録（1 件の査読依頼）	1
	学会・研修会および日本ハンドセラピ学会等の活動に関する企画・実施実績	学会長・研修会長	国際・全国学会および研修会	5
			地方学会および研修会	3
		委員長	国際・全国学会および研修会	3
地方学会および研修会			2	
委員		国際・全国学会および研修会	2	
		地方学会および研修会	1	
委員会等の活動	委員長・副委員長（1 年）		3	
	委員（1 年）		2	

表 20 学会参加, 学会発表, 論文・著書執筆, 教育と社会貢献に関する単位数一覧



書 類	様式番号
認定臨床研修申請書	様式：臨-6号
認定臨床研修者個人資料	様式：臨-7号
認定臨床研修案内書	様式：臨-11号
認定臨床研修許可書	様式：臨-12号
事例登録に関する同意書	様式：臨-13号
認定臨床研修誓約書	様式：臨-14号
認定臨床研修誓約書	様式：臨-15号
認定臨床研修契約書	様式：臨-16号
個人情報取り扱い同意書	様式：臨-17号
個人情報取り扱い誓約書	様式：臨-18号
認定臨床研修終了証明書	様式：臨-19号
認定ハンドセラピスト認定試験受験申請書	様式：試-1号
手外科症例経験一覧表（入会后5年未満）	様式：試-2-1号
手外科症例経験一覧表（入会后5年以上）	様式：試-2-2号
手外科症例要約	様式：試-3号
手外科事例報告	様式：試-4号
認定ハンドセラピスト特例移行措置申請書	様式：試-特1号
認定ハンドセラピスト特例移行推薦書	様式：試-特2号
特例移行措置手外科症例経験一覧表（20例）	様式：試-特3号
認定ハンドセラピスト更新申請書	様式：審-1号

表 21 認定ハンドセラピスト制度 書類一覧